

直轄地すべり対策事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 440(340)百万円】

<対策のポイント>

農用地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

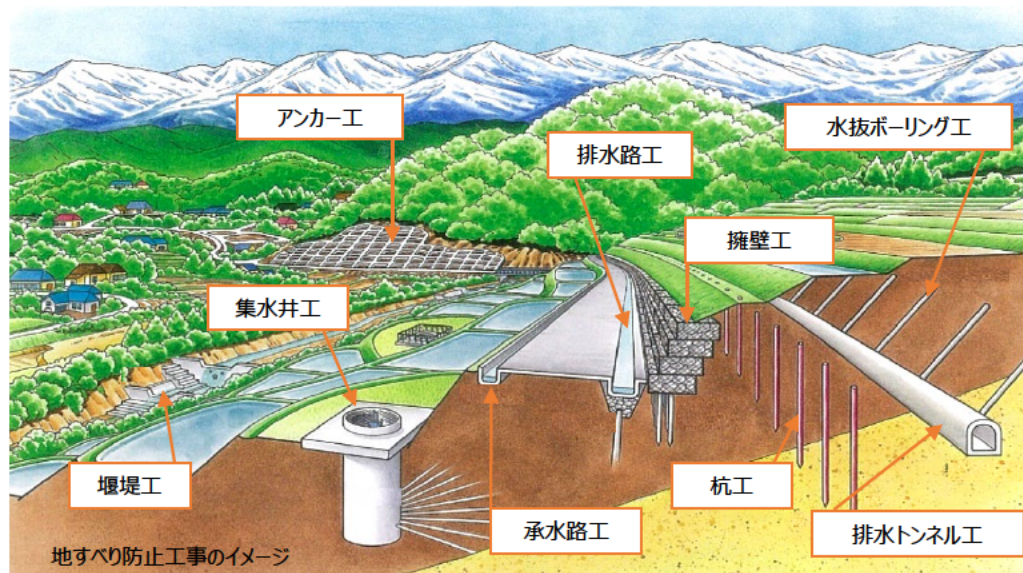
<事業イメージ>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

(実施要件)

- 規模が著しく大きいもの (おおむね50億円以上)
- 高度の技術を必要とするもの
- 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。



<事業実施主体>

国 (国費率: 2/3)



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-3502-6430)